

「第6期 東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」に対するパブリックコメント（ご意見）と市の考え方

・実施期間 平成26年12月15日～平成27年1月9日

・ご意見者 3名

	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>★「計画（素案）の閲覧方法」に関する事項</p> <p>ネットによる閲覧が可能ですが、ネット環境の整っていない市民の方も多数いると思いますので、市役所庁舎内に限らず、市内の公共機関にも閲覧用の図書の設置をお願いします。</p>	<p>ご意見のとおり承ります。</p>
2	<p>★「計画（素案）」全般に関する事項①</p> <p>定量的見地で年度別目標値を計画案に記載をお願いします。</p>	<p>介護給付費は、第3章の「サービス量の推計」欄におきまして、給付費の現状を踏まえ、サービス別の給付費、延利用人数、延利用回数の目標値を数値化し記載してまいります。その他の施策は、現状の数値を説明するとともに、今後の施策の方向性を定めてまいります。</p>
3	<p>★「計画（素案）」全般に関する事項②</p> <p>高齢者へのアンケートなどを実施して市民の目線で「素案」の作成をお願いいたします。</p>	<p>本計画（素案）の作成に際しましては、「高齢者一般調査（対象者：65歳以上の方1,000人）」と、「在宅サービス利用者調査（対象者：65歳以上で介護保険サービスを利用された方1,000人）」を、それぞれアンケート形式で平成25年12月に実施し、その一部を計画本文の中で引用してまいります。</p>
4	<p>★「庁内関係各課との連携」に関する事項</p> <p>庁舎内の各課との連携についてですがあまり見られません。取り組みについて計画案に記載をお願いします。</p>	<p>庁内関係各課との連携を行なうため、運営協議会には、常時福祉部から健康課長と福祉総務課長が参加しています。さらに連携を進めるため、庁内関係会議を開催しています。本計画書資料編に記載してまいります。</p>
5	<p>★「高齢の長期入院精神障害者の地域での生活支援」に関する事項</p> <p>保険料推計に大きく影響すると思われます。計画案に記述がないため、市の取り組みについて計画案に記載をお願いします。</p>	<p>1年以上の長期にわたり入院している精神障害者(長期入院精神障害者)のうち、65歳以上の高齢者の割合が全国的に増えています。市におきましても、長期入院精神障害者が退院して、地域で生活していけるよう居住の場やサービスの確保の推進が求められており、「第2章2(5)在宅医療と介護の連携・推進」で記載してまいります。</p>

6	<p>★「予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 P.2」に関する事項</p> <p>利用者が一番多いサービスのため、費用負担・サービスの質などの詳細を計画案に記載をお願いします。</p>	<p>第6期計画期間では、従来の「予防給付」、「介護予防事業」を再編し、要支援者等の高齢者の多様な生活ニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の「訪問介護」「通所介護」について、地域の実情に応じた効果的なサービスとして実施するよう、体制整備を図ってまいります。総合事業の実施時期は、平成29年4月とし、平成27・28年度は準備期間といたします。このため、総合事業の費用負担等は、第3章の「サービス量の推計」欄におきまして、現状を基本として平成29年度の見込み量を推計し記載してまいります。</p>
7	<p>★「(4) 介護保険給付費の推移 P.9」に関する事項①</p> <p>現状分析が不十分では、国・都・当市の「平均的なサービス水準」や「サービス種別1号被保険者一人当たりの給付月額」の平均値を比較するなどして、当市ではどのようなサービスがどれだけ不足しているかを分かりやすく図示をお願いします。</p>	<p>介護給付費は、第3章の「サービス量の推計」欄におきまして、給付費の現状を踏まえ、サービス別の給付費、延利用人数、延利用回数の目標値を数値化し記載してまいります。これにより、一人当たりの利用サービス量などを見込むことができます。ご指摘の一人当たりの給付月額と国・都・本市の比較は、今後検討したいと考えております。</p>
8	<p>★「(4) 介護保険給付費の推移 P.9」に関する事項②</p> <p>サービス基盤を最低限度の整備を行い、その上で、当市の実情に合わせ、必要なサービスを重点的に整備するようお願いします。</p>	<p>サービスの基盤整備の重点化に関しましては、平成25年度に実施しました「高齢者一般調査(対象者:65歳以上の方1,000人)」と、「在宅サービス利用者調査(対象者:65歳以上で介護保険サービスを利用された方1,000人)」のアンケート調査結果によるサービスの利用状況や利用意向を踏まえるとともに、サービスの利用実績の推移などを勘案して設定しております。</p>
9	<p>★「平成27・28年度に準備を行い、総合事業は平成29年4月から実施 P.14」に関する事項</p> <p>総合事業の開始時期について、前年度実績が反映される総合事業の予算上限額の考え方から、開始年度の予算額をできるだけ多く取るために、平成27年度年度途中からの開始をお願いします。</p>	<p>新しい総合事業の開始時期は、平成29年4月を予定しております。要支援の方のニーズを把握するとともに、ボランティアの方のサービス供給量の把握が必要となります。また、コーディネーターの養成が求められています。平成27年度には、ニーズ把握などを調査し、総合事業の進め方を検討してまいります。28年度は、コーディネーターの配置を行う予定でございます。</p>
10	<p>★「地域包括支援センターの体制 P.19以降」に関する事項</p> <p>改正の主要なポイントの一つが「地域包括ケアシステム」の構築と理解した上で、具体的に、どのように地域包括支援センターの体制を整えていくのかを計画案に記載をお願いします。</p>	<p>高齢者の皆様が住み慣れた家庭や地域の中で、安心していきいきと暮らせよう、東部・中部・西部の3つの日常生活圏域における地域包括支援センターを地域包括ケアの連携拠点として、介護予防と生活支援サービス事業に重点を置き、「地域の支え合い」づくりを進めてまいります。第2章2(1)におきまして、東部と中部のセンターは、職員の増加と利用者の利便性などの観点から、今後は事務所を適切な場所に移転することを検討してまいります。</p>
11	<p>★「(特別養護老人ホームの整備計画について)平成28年3月にユニット型108床と従来型36床、29年4月にユニット型100床を開設できるよう取り組んでいます P.33」に関する事項①</p> <p>必要以上の整備は、市民のための整備とは言えません。せめて29年4月開設のユニット型100床の見直しをお願いします。</p>	<p>特別養護老人ホームの待機者数は、平成26年10月現在、434人となっています。今後、75歳以上の高齢者人口の増加が予測されているため、在宅での介護が厳しくなるとともに、待機者数が増えることが予想されております。そこで、施設の誘導を行える事業用地が発生した段階で、適切な施設を誘導することが適切であると考え、上の原とひばりが丘団地での施設の誘導に取り組んでおります。</p>

12	<p>★「(特別養護老人ホームの整備計画について)平成28年3月にユニット型108床と従来型36床、29年4月にユニット型100床を開設できるよう取り組んでいます P.33」に関する事項②</p> <p>特別養護老人ホームの整備は介護保険料の値上がりにつながります。この施設整備だけで被保険者一人当たりの保険料は幾ら上がるのかをご質問します。</p>	<p>第6期の介護保険料は現在試算中でございます。今後、計画の中で公表してまいります。</p>
13	<p>★「要介護者の家族への支援 P.44」に関する事項①</p> <p>介護者自身が病気などで倒れたときの要介護者の緊急時(手続き不要・即時)の預かり施設。事前登録をお願いします。</p>	<p>住み慣れた地域で、在宅での生活を24時間安心して暮らしていくには、介護保険制度のサービスだけでは十分ではありません。そのため、生活支援の観点から生活支援サービスの推進を図ってまいります。市では、緊急ショートステイ事業に取り組んでおり、平成27年度は前年度に引き続き一定のベッド数を確保してまいります。また、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所の誘導に取り組んでまいります。</p>
14	<p>★「要介護者の家族への支援 P.44」に関する事項②</p> <p>「仕事と介護の両立」している介護者のために、夜間・土日の相談窓口の開設をお願いします。</p>	<p>地域包括支援センターの業務時間は、平日が午前9時から午後7時まで、土曜日が午前9時から午後5時までとなっております。業務時間以外は、地域包括センターと提携する特別養護老人ホーム等の施設を活用し、24時間体制で相談業務を行っております。</p>
15	<p>★「要介護者の家族への支援 P.44」に関する事項③</p> <p>在宅介護者手当の支給(収入による)をお願いします。</p>	<p>在宅介護者手当は、現金給付に当たります。現在の介護保険制度で、介護の社会化になじまないというご意見が多いと認識しています。ご家族様がヘルパーに代わってサービスを提供している場合にその時間をどのように評価するかという課題もございます。市は、在宅介護者手当を行う考えは、現時点ではございません。</p>
16	<p>★「第3章サービス量等の見込み P.49以降」に関する事項</p> <p>施設サービスの整備数と費用の不一致があるように感じられます。数値の確認をお願いします。</p>	<p>サービスの整備数と費用は、給付の実績を踏まえて計画(素案)を作成し、パブリックコメントとして公表いたしました。計画書では、サービス別の給付費、延利用人数、延利用回数の数値を記載してまいります。</p>
17	<p>★「第6期計画の保険料の見込み P.51」に関する事項</p> <p>保険料の基準額については国の方針が定まらない中、大変な作業と思いますが、保険料段階や乗率の予定数字を計画案に記載をお願いします。</p>	<p>保険料段階は12段階とし、所得の高い方には保険料率(乗率)を高く設定し、所得の低い方には乗率を低く設定する予定でございます。保険料率は、第5段階(住民税課税世帯で本人が住民税非課税かつ合計所得金額等が80万円超の方)を1.0とし、保険料の基準月額としております。今後、計画書に記載してまいります。</p>